

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
8	地方税の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	4.都市計画税 小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。	4.都市計画税 <u>課税に相違が生じているため、</u> 小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。			調整内容中「課税に相違が生じているため、」を削除する。	16
		5.たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。	5.たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。				21
		6.青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。	6.青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。				22
		7.地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。	7.地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。				29
9	一般職の職員の身分の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。	1. <u>高原町及び野尻町の</u> 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2.給料表については、合併時に小林市の給料表に統一する。 <u>野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。</u>	2.給料表については、合併時に小林市の給料表に統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、 <u>高原町及び野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。</u>			調整内容中「統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、」を「統一する。」に変更し、「高原町及び」を削除する。	10
11	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1(P47~50)の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。	1.地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の <u>高原町及び野尻町のそれぞれの</u> 区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。			調整内容中「高原町及び」と「それぞれの」を削除する。	

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
1 1	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	2.新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。	2.新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。				
1 2	特別職の職員の身分の 取扱い 第6回(H20.6.26) 提案・確認 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。	1.高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2.非常勤特別職の報酬額について (1)同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。	2.非常勤特別職の報酬額について (1)同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。				6
		(2)両市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。	(2)各市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。				6
		(3)学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する	(3)学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する。				6
		3.非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。	3.非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。				8
		4.特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。	4.特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。				9
		5.特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会(農業委員会を除く。)については、次のとおりとする。 (1)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。	5.特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会(農業委員会を除く。)については、次のとおりとする。 (1)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、 <u>高原町</u> 、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	2~7
(2)報酬等については、小林市の制度等を適用する。	(2)報酬等については、小林市の制度等を適用する。				2~7		
1 3	条例、規則等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。				全